

不動産投資会社法施行規則

2001年9月3日 建設交通部令第294号 新規制定
2020年12月28日 国土交通部令第799号 最新改正

第1条(目的) この規則は、「不動産投資会社法」及び同法施行令で委任された事項及びその施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除 <2005. 4. 23>

第3条(投資説明書の記載方法) 不動産投資会社は、「不動産投資会社法施行令」(以下「令」という。)第14条第2項各号の事項を投資説明書に記載するときは、同項第七号の事項は、朱書きにより記載して、何人も知ることができるようにしなければならない。

2 削除<2007. 10. 15>

第4条(現物出資不動産の評価) 削除<2010. 7. 15>

第4条の2(実査報告書に含める事項) 令第26条第4項第四号の「国土交通部令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。<改正 2013. 3. 23>

- 一 当該不動産の所有及び管理事項
- 二 当該不動産の賃貸借及び担保付負債の分析

[本条新設 2005. 4. 23]

第5条(信用評価除外対象不動産投資会社) 第29条第1項第三号の「国土交通部令で定める場合」とは、次の各号の要件を全て満たす場合をいう。

- 一 直前事業年度の財務諸表による負債比率が100%未満であること
- 二 直前事業年度の財務諸表による利子補償倍率(営業利益を利子費用で除した値をいう。)が1以上であること
- 三 不動産(不動産関連証券等を通じて所有するものを含む。)の賃貸借契約別の残余期間の平均が10年を超えること

[本条新設 2020. 12. 28]

第6条(情報の公示) 令第40条の2第2項第一号本文の「国土交通部令で定める金額」とは、直前四半期末自己資本の100分の2に該当する金額をいう。

2 令第40条の2第2項第一号ただし書の「国土交通部令で定める場合」とは、直前四半期末自己資本の100分の2に該当する金額が10億ウォン未満の場合をいう。

3 令第40条の2第3項第二号の「国土交通部令で定める事項」とは、次の各号のいずれかに該当する事項をいう。

- 一 直前四半期末自己資本の100分の10以上に該当する資産の取得又は処分に関する決定がある場合
- 二 最大株主が変更された場合

[本条新設 2020. 12. 28]

附 則<第 294 号、2001. 9. 3>

この規則は、公布した日から施行する。

～ 中略 ～

附 則<国土交通部令第 799 号、2020. 12. 28>

この規則は、公布した日から施行する。

[別 表] 削除<2010. 7. 15>

(以 上)